

生涯学習部所管の公の施設の指定管理に伴うモニタリング実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、和泉市公の施設の指定管理の指定手続等に関する条例（平成17年7月25日条例第19号）第7条の規定に基づく報告により管理業務等の適正な評価を行い市民サービスの向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 モニタリングとは、指定管理者による公の施設の管理運営に関し、条例、規則、指定管理者モニタリングマニュアル（平成20年11月）及び仕様書等に基づき、適切かつ確実な施設の管理及びサービスの提供の履行を確認することをいう。

(実施時期)

第3条 教育委員会が行うモニタリングの実施時期は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定期確認は、3か月に一度行うものとする。
- (2) 年度評価は、当該年度の翌年度4月末までに行うものとする。
- (3) その他、教育委員会が必要と認めたとき臨時に行うことができるものとする。

(評価担当職員)

第4条 教育長は、モニタリングを実施するために所管課の評価担当職員を選任するものとする。

(評価点)

第5条 モニタリングの評価は、合計点数を100点満点にて換算して行い、評価結果を指定管理者に通知するものとする。ただし、教育委員会が施設の性格や設置目的等により必要と認めるときは、評価項目等を変更することができるものとする。

(改善の指示)

第6条 教育長は、前条に掲げる合計評価点が70点に満たない場合、又は評価点1点の項目がある場合は、指定管理者に対して書面により改善指示を行うものとする。

2 指定管理者は、前項に掲げる改善指示があった場合は、速やかに改善しその措置状況を書面により報告しなければならない。

(評価結果等の公開)

第7条 第5条に定める評価結果は、ホームページ等にて公表するものとする。

2 前項の規定により公表する内容は、モニタリング実施年月日、実施手法、施設名、指定管理者名、評価項目、評価点、改善指示等とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、モニタリングの実施に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月17日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。